

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)石巻
風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成27年7月10日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)石巻風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 宮城県石巻市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大20,000kW(2,500kW×8基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成27年 1月30日
住民等意見の概要受理	平成27年 3月31日
宮城県知事意見受理	平成27年 6月30日
環境大臣意見受理	平成27年 6月25日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)石巻風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (4) 施設の稼働に際しては、影響が小さいと評価していても、他県の事例や最新の知見を見ると、騒音や風車の影の苦情が発生する事例があるため、苦情があった場合の環境保全措置を事前に検討すること。

2. 各論

(1) 風車の影について

風力発電設備の近隣には住居が位置しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置の変更や機種を選定等について再検討し、住居からの離隔を更に確保すること等により、風車の影の影響を回避又は極力低減すること。また、風力発電設備の供用後は、風力発電設備の配置の変更や機種を選定等の再検討による予測結果を踏まえ、影響が懸念される住居が存在する場合は事後調査を実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 騒音について

風力発電設備の近隣には住居が位置しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音の影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置の変更や機種を選定等について再検討し、住居からの離隔をさらに確保すること等により、騒音の影響を回避又は極力低

減すること。また、風力発電設備の供用後は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に沿って適切に事後調査を実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 水質について

近年は地球温暖化等に伴う気候変動により、突発的に降水量が増え、降水強度が強くなる傾向がある。近隣の気象観測点等の降雨量データを解析し、浮遊物質量の基準を超過する可能性について適切に予測し、評価すること。

(4) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、ミサゴの営巣が確認されているほか、希少猛きん類の飛翔も確認されており、これら鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。このため、重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の事後調査を適切に実施すること。また、鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの助言を踏まえて検討し、鳥類との衝突のおそれがある時間帯の稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、重要な種の死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(5) 動物（鳥類を除く。）について

- ① 希少コウモリ類については、震災後の最新のデータ等の収集を行い、適切に予測及び評価を見直すこと。
- ② 地上を歩く爬虫類、両生類を含む動物全般については、工事車両通行による轢死の予測を行うとともに、実効性の高い環境保全措置を適切に講ずること。
- ③ 沈砂池及び排水方向の図面に関して、水質の予測、評価に合わせて沈砂池の位置、大きさ、排水箇所を適正に反映させること。その上で水生生物の生息環境に与える影響について、どのような水質環境で、各々の生物が生息可能であるかを、客観的な指標等を示して適切に予測及び評価すること。

(6) 景観について

対象事業実施区域に隣接する硯上山万石浦県立自然公園の主要な眺望点である「籠峰山」及び「上品山」の山頂から主要な眺望方向を眺望する場合の景観をはじめ、地域住民が日常慣れ親しんでいる場所からの景観も含めた景

観について、風力発電設備の稼働に伴う影響が懸念される。このため、景観について適切な手法により調査、予測及び評価するとともに、これらの眺望点からの風力発電設備の垂直視角をできる限り小さくするよう、風力発電設備の配置の変更や機種を選定等の環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。

(7) 人と自然との触れ合い活動の場について

対象事業実施区域及びその周辺に整備されたハイキングコースについては、工事の実施期間において、工事用資材等の搬出入に伴う車両の主要な走行ルートと重複することから、利便性に影響が生ずるおそれがある。このため、迂回路の設置の検討だけでなく、車両台数のピーク時台数を低減させる等の環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。また、本事業の実施に係る影響等について、ハイキングコースの管理団体等に対して十分に説明・協議すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。